

# ねんきん通信

## ～国民年金保険料のお支払いが困難なときは、 保険料免除制度をご利用できます～

### ●保険料免除制度って？

- ・経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、**申請**をして認められることで、**申請した年度の7月から翌年の6月分まで免除**されます。
- ・保険料の**全額**が免除となる「**全額免除制度**」と、**一部**が免除となる「**一部納付(免除)制度**」の2種類があります。
- ・保険料の免除や猶予を受けず保険料が**未納**の状態、万一、**障害や死亡**といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金、遺族基礎年金が**受けられない**場合がありますので、ぜひ活用しましょう。
- ・免除された保険料は**10年以内**であれば、**後から納める**ことが出来ます。ただし、**2年**を過ぎると**加算額**がつきます。

### ●全額免除制度

- ・申請して認められれば、**保険料の全額(15,250円/月)**が免除されます。
- ・平成21年**4月分**からの保険料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の**2分の1**(平成21年3月分までは3分の1)が支給されます。

### ●一部納付(免除)制度

- ・申請して認められれば、保険料の一部は納付、残りの保険料は免除されます。
- ・一部免除には**3種類**あります。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。
- ・一部免除された期間については、免除された額の保険料を納めない場合は**未納期間**として取り扱われます。ご注意ください。

#### 4分の3免除

保険料の**4分の3**の額が免除され残りの**4分の1**の額を納めるものです。将来、年金を受けるときには、**4分の3免除**の期間は全額を納めたときの**8分の5**(平成21年3月分までは6分の3)で計算されます。

#### 2分の1免除

保険料の**半額**が免除され、残りの**半額**を納めるものです。将来、年金を受けるときには、半額免除の期間は全額を納めたときの**8分の6**(平成21年3月分までは6分の4)で計算されます。

#### 4分の1免除

保険料の**4分の1**の額が免除され残りの**4分の3**の額を納めるものです。将来、年金を受けるときには、**4分の1免除**の期間は全額を納めたときの**8分の7**(平成21年3月分までは6分の5)で計算されます。

### ●免除の対象となる所得(収入)のめやす

扶養人数	免除対象となる所得(収入)のめやす ( )内は収入			
	全額免除	4分の3免除	2分の1免除	4分の1免除
3人扶養 (夫婦、子供2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (277万円)	189万円 (296万円)

※申請の時期(申請が1～6月までの間の場合)によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

※一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額には反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

### ●免除の対象となる所得基準

保険料の免除を受けるには、本人のほか、**配偶者**や**世帯主**などの前年所得が**所得基準の範囲内**である必要があります。ただし、所得基準を超えていても**災害**、**失業**、**事業の廃止**などの理由によって保険料が免除される場合があります。

### ●未納せずにご相談ください

免除申請には、**年金手帳**、**印鑑**などが必要ですが、前記の他にも**添付していただく書類**が必要な場合もありますのでお問い合わせください。

お支払いが困難なときでも未納のままにせず、上記の免除制度をはじめ、**納付猶予**や**納付特例**などの制度がありますので、お問い合わせください。

詳しくは、**稚内年金事務所(電話0162-32-1941)**または**幌延町役場町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線159、告知端末5-8815)**にお問い合わせください。